

年 月 日

保健所長 様

開設者住所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

病院（診療所・助産所）開設届出書

年 月 日岐阜県指令 第 号 により開設許可を受けた  
病院（診療所・助産所）を下記のとおり開設したので、医療法施行令第4条の  
2第1項の規定により届け出ます。

記

1 施設の名称

2 開設の場所

電話番号 （ ）

FAX番号 （ ）

3 開設年月日

年 月 日

4 管理者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	
免許の登録番号 及び登録年月日	

5 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名等又は業務に従事する助産師  
の氏名等

職種	氏 名	担当診療科	診 療 日 （勤務の日）	診療時間 （勤務時間）	備考

6 薬剤師の氏名等

氏名	免許登録年月日	登録番号	備考

7 分べんを取り扱う助産所の場合の嘱託医師の氏名等

嘱託医師又は 病院若しくは診療所の別	氏名又は 名称	住所	備考
嘱託医師			
病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第2項)			
病院又は診療所 (医療法施行規則第15条の2第3項)			

8 出張のみによってその業務に従事する助産師が定める病院等又は診療所  
(医療法施行規則第15条の3)

名称	住所	備考

添付書類

- 1 管理者の医師若しくは歯科医師の免許証及び臨床研修修了登録証の写し又は助産師免許証の写し
- 2 診療に従事する医師若しくは歯科医師の免許証の写し又は業務に従事する助産師の免許証の写し
- 3 薬剤師の免許証の写し
- 4 分べんを取り扱う助産所の場合は、医師に嘱託した旨の書類（医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場合は、当該嘱託をした病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類）及び同条第3項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類
- 6 出張のみによってその業務に従事する場合は、医療法施行規則第15条の3の規定により妊婦等の異常に対応する病院又は診療所として定めた旨の書類